資　料　編

1　八王子市生涯学習プラン策定経過
2　八王子市生涯学習審議会について
　○　八王子市生涯学習審議会条例
　○　八王子市生涯学習審議会委員名簿
　○　八王子市生涯学習審議会記録
3　八王子市生涯学習推進会議について
　○　八王子市生涯学習推進会議設置要綱
　○　八王子市生涯学習推進会議 策定経過
4　索　引
5　用語解説

1　八王子市生涯学習プラン策定経過

八王子市生涯学習推進計画（平成９年度～平成 15 年度）

つなげる人の輪　わたしから

八王子生涯学習プラン（平成 16 年度 ～ 平成 21 年度）

～学び拓こう　わたしたちの夢・未来～

八王子生涯学習プラン（平成 22 年度 ～ 平成 26 年度）

市民と地域が主役の生涯学習
～この街で　まなぶ　いかす　つながる～

八王子市生涯学習プラン（平成 27 年度 ～ 平成 31 年度）

市民・地域とともに高めあう 学びのまち
～みんなが まなぶ いかす つながる～

○第３期教育振興基本計画〈国〉
（平成 30 年６月）

●平成 30 年５月
市政世論調査「生涯学習について」

●平成 30 年 10 月
八王子市教育委員会　諮問
「八王子市の生涯学習の振興
方策について」

生涯学習審議会における審議・答申作成

○東京都教育ビジョン（第４次）
（平成 31 年３月）

●平成 31 年３月
八王子市生涯学習審議会　答申
「八王子市の生涯学習の振興
方策について」

生涯学習推進会議における検討・素案作成
生涯学習審議会における検討

策定

●令和元年 12 月　素案決定
パブリックコメント実施
○ご意見 12 名　 31 件
○追記３か所

八王子市生涯学習プラン（令和2年度 ～ 令和6年度）

市民・地域とともに高めあう 学びのまち八王子
～みんなが まなぶ いかす つながる～

２　八王子市生涯学習審議会について

○八王子市生涯学習審議会条例

平成１９年３月２８日
条例第３２号

（設置）
第１条　市民の生涯学習の振興を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、八王子市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）
第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
（１）　生涯学習の振興に関する計画の立案に関すること。
（２）　生涯学習に関する施策及び事業の評価に関すること。
（３）　前２号に掲げるもののほか、生涯学習の振興に関すること。

（組織）
第３条　審議会は、教育委員会が委嘱する委員１６人以内をもって組織する。
２　審議会の委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）
第６条　審議会に、専門的事項を調査審議させるために必要があるときは、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（意見聴取）
第７条　審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第８条　審議会の庶務は、生涯学習スポーツ部において処理する。

（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成１９年７月１日から施行する。

（八王子市社会教育委員の設置に関する条例の廃止）
２　八王子市社会教育委員の設置に関する条例（昭和２９年八王子市条例第２０号）は、廃止する。

（八王子市図書館条例の一部改正）

３　八王子市図書館条例（昭和５９年八王子市条例第３５号）の一部を次のように改正する。
第３条を削り、第４条を第３条とする。

○八王子市生涯学習審議会条例施行規則

平成１９年４月１２日
教育委員会規則第１１号

（趣旨）
第１条　この規則は、八王子市生涯学習審議会条例（平成１９年八王子市条例第３２号）第９条の規定により、八王子市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。
（委員）
第２条　条例第３条第１項に規定する委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。
（１）　学校教育及び社会教育の関係者　９人以内
（２）　学識経験者　４人以内
（３）　公募による市民　３人以内
（部会）
第３条　条例第６条第１項に規定する部会は、次に掲げる部会とする。
（１）　社会教育部会
（２）　図書館部会
（３）　施設部会
（４）　前３号に掲げる部会のほか必要に応じて設置される部会
（委任）
第４条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附　則
この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

○八王子市生涯学習審議会委員名簿

任期：令和元年(2019年)7月1日～令和4年(2022年)6月30日

	氏　　名	区　分
会　長	三 浦　　眞 一	学校教育及び社会教育関係
副会長	小 林　　正 博	学識経験者
	丹 間　　康 仁	学識経験者
委　員	石 川　　智 子	学校教育及び社会教育関係
	戸 村　　恵 美 子	学校教育及び社会教育関係
	中 嶋　　昭 江	学校教育及び社会教育関係
	中　西　　栄	学校教育及び社会教育関係
	町 田　　浩 一	学校教育及び社会教育関係
	村 上　　ひ ろ み	学校教育及び社会教育関係
	炭 谷　　晃 男	学識経験者
	清　水　　澄	市民委員（公募）
	山 﨑　　領 太 郎	市民委員（公募）

○八王子市生涯学習審議会委員名簿

任期：平成28年(2016年)7月1日～令和元年(2019年)6月30日

	氏　　名	区　分
会　長	三 浦　　眞 一	学校教育及び社会教育関係
副会長	岡 本　　夢 乃	学校教育及び社会教育関係
	炭 谷　　晃 男	学識経験者
委　員	浅 井　　揚 三	学校教育及び社会教育関係
	石 川　　智 子	学校教育及び社会教育関係
	小 倉　　艶 子	学校教育及び社会教育関係
	加 藤　　方 浩	学校教育及び社会教育関係
	村 上　　ひ ろ み	学校教育及び社会教育関係
	守 屋　　和 広	学校教育及び社会教育関係
	小 林　　正 博	学識経験者
	丹 間　　康 仁	学識経験者
	碓 井　　惠 夫	市民委員（公募）
	永　村　　隆	市民委員（公募）

○八王子市生涯学習審議会記録

回	開催日	内　　容
1	平成 30 年(2018 年)10 月 29 日	八王子市の生涯学習の振興方策について(諮問)
2	平成 30 年(2018 年)11 月 29 日	生涯学習プラン改定にかかる生涯学習の振興方策について
3	平成 30 年(2018 年)12 月 19 日	生涯学習プラン改定にかかる生涯学習の振興方策について
4	平成 31 年(2019 年)1 月 23 日	「生涯学習プラン改定にかかる生涯学習の振興方策について」の意見の振り返りについて
5	平成 31 年(2019 年)2 月 15 日	「八王子市の生涯学習の振興方策について」の答申案について
6	平成 31 年(2019 年)3 月 18 日	八王子市の生涯学習の振興方策について(答申)
7	令和元年(2019 年)7 月 10 日	生涯学習プラン策定について(策定の基本方針)
8	令和元年(2019 年)8 月 5 日	生涯学習プラン策定について(計画の体系)
9	令和元年(2019 年)9 月 6 日	生涯学習プラン策定について(計画の骨子)
10	令和元年(2019 年)11 月 12 日	生涯学習プラン(素案)について
11	令和 2 年(2020 年)2 月 14 日	生涯学習プラン策定について(パブリックコメント)

3　八王子市生涯学習推進会議について

○八王子市生涯学習推進会議設置要綱

平成５年３月 25 日　施行

改正	平成９年８月１日	平成 11 年 12 月 24 日
	平成 13 年１月 18 日	平成 13 年 10 月 10 日
	平成 14 年８月１日	平成 15 年８月 18 日
	平成 20 年 10 月１日	平成 21 年６月 16 日
	平成 21 年７月 15 日	平成 22 年１月 22 日
	平成 24 年４月１日	平成 25 年８月 26 日
	平成 27 年４月１日	平成 28 年４月１日
	平成 31 年４月 22 日	

（目的及び設置）

第１条 生涯学習の振興に関する行政施策を総合的に促進するため、八王子市生涯学習推進会議（以下「本会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条 本会議の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）生涯学習推進計画の策定及び実施に関すること。

（２）生涯学習に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること。

（３）その他、生涯学習の推進に係る重要事項に関すること。

（組織）

第３条 本会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第４条 会長は、本会議を総括する。

２ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第５条 本会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

（幹事会）

第６条 本会議の所掌事項を専門的に検討するため、本会議に幹事会を置く。

２ 幹事会は、幹事長、副幹事長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

３ 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

４ 幹事長は、幹事会において検討した事項を本会議に報告する。

（生涯学習推進連絡会）

第７条 本会議に生涯学習推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を置く。

２ 推進連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）生涯学習の推進に係る連絡調整に関すること。

（２）生涯学習の推進に係る事項についての調査・検討に関すること。

３ 推進連絡会の組織及び構成員は、別表第３に掲げる者をもって充てる。

４ 推進連絡会の会議は、会長（幹事長）が招集する。

（意見聴取）

第８条 本会議の会議及び幹事会の会議は、必要がある場合に、本会議及び幹事会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

（庶務）

第９条 本会議の庶務は、生涯学習スポーツ部において行う。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成５年３月 25 日から施行する。

2 生涯学習に係る事業のあり方を検討するため、当分の間、別に定めるところにより、幹事会に検討会を置く。

附 則

この要綱は、平成９年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年１月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年８月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年６月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年７月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年１月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年８月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年４月 22 日から施行する。

別表第１

会　　長	生涯学習スポーツ部長
副　会　長	総合経営部長
委　　員	市民活動推進部長　福祉部長　子ども家庭部長　産業振興部長 環境部長　学校教育部長　図書館部長

別表第２

幹　事　長	生涯学習政策課長
副幹事長	経営計画第二課長　　学園都市文化課長　子どものしあわせ課長
委　　員	協働推進課長　多文化共生推進課長　男女共同参画課長 高齢者いきいき課長　障害者福祉課長　産業政策課長 環境政策課長　教育総務課長　学校教育政策課長　指導課長 統括指導主事　スポーツ振興課長　学習支援課長　文化財課長 こども科学館長　中央図書館長

別表第３

座　　長	生涯学習政策課長（幹事長）
副　座　長	経営計画第二課長（副幹事長）　学園都市文化課長（副幹事長） 子どものしあわせ課長（副幹事長）
連　絡　員 （各1名）	広報課主査　広聴課主査　情報管理課主査　協働推進課主査 学園都市文化課主査　男女共同参画課主査　多文化共生推進課主査 高齢者いきいき課主査　障害者福祉課主査　地域医療政策課主査 健康政策課主査　子どものしあわせ課主査　児童青少年課主査 産業政策課主査　環境政策課主査　ごみ減量対策課主査 水環境整備課主査　教育総務課主査　学校教育政策課主査 施設管理課主査　保健給食課主査　指導課主査 生涯学習政策課主査　スポーツ振興課主査 スポーツ施設管理課主査　学習支援課主査 文化財課主査　こども科学館主査　中央図書館主査

○八王子市生涯学習推進会議 策定経過

回	開催日	内容
1	令和元年(2019 年)5 月 10 日	【会議】生涯学習プランの現状と課題
2	令和元年(2019 年)6 月 25 日	【照会】生涯学習推進プラン（令和２年度～６年度）策定に係る生涯学習関連事業調査について
3	令和元年(2019 年)9 月 18 日	【会議】生涯学習プランの策定について
4	令和元年(2019 年)9 月 30 日	【会議】生涯学習プランの策定について
5	令和元年(2019 年)10 月 23 日	【会議】東洋大学山本教授によるリカレント教育勉強会
6	令和元年(2019 年)11 月 11 日	【照会】生涯学習プラン(素案)の内容確認について
7	令和元年(2019 年)12 月 4 日	【報告】生涯学習プラン(素案)パブリックコメントの実施について
8	令和２年(2020 年)2 月 14 日	【報告】生涯学習プラン(素案)パブリックコメントの実施結果について （参考）パブリックコメント実施結果 ご意見：12 名 31 件 プランへの追記：3 件
9	令和２年(2020 年)2 月 26 日	【照会】生涯学習プラン(原案)の内容確認について

4　索 引

※太字数字は、「取組例」として掲載しているページを示す。

F

Fika(フィーカ) 43, 50

I

ICT の活用 **55**

N

NPO 法人 11, 12

P

PDCA サイクル 56

S

SDGs（持続可能な開発目標） 7

SNS 12, 52

SNS による生涯学習講座・イベント情報の発信 **53**

あ

アウトリーチ 17

赤ちゃんふれあい事業 **32**

い

生きがいづくりの教室 **39**

一日図書館員 29

イベントカレンダーによる情報発信 **53**

え

エコひろばでの環境教育 **45**

お

お父さんお帰りなさいパーティー **44**

か

外国人のための防災訓練 **39**

外国人向け情報誌「Ginkgo」の発行 **53**

介護人材養成研修 **45**

介護予防講座 **39**

学園都市 17

学習支援委員による相談 **53**

学習支援のための託児 **55**

学習室の貸し出し **54**

学生企画事業への支援 **48**

学生発表会 **48**

学童保育所 **42**

学校等への車いす等体験学習 **33**

学校図書館ボランティア研修会 **45**

家庭教育啓発リーフレット 11, 42

家庭教育啓発リーフレット等の配布 **42**

家庭教育支援講座「星とおひさま Fika（フィーカ）キャラバン」ワークショップ **43**

家庭の教育力 42

川口やまゆり館まつり **46**

環境学習リーダー養成講座 **44**

き

木遣 34

教育基本法 4, 6

教育人材バンクへのボランティア希望者の登録 **43**

共生社会 12, 24, 31

郷土資料館講座・体験学習 **34**

勤労世代への読書支援 29

く

クールセンター八王子での省エネ講座 **45**

クリエイトライブステージ **49**

け

健康寿命 29

健康づくりサポーターの養成 **45**

健康フェスタ・食育フェスタ 12,**47**

こ

広報「はちおうじの教育」の発行 **53**

幸齢者サロンの共催 29

高齢者施設読書活動支援 **39**

国際理解講座 **39**

子育ち 24

子育て応援ひろば **43**

子育てひろば（親子ふれあい広場・親子つどいの広場など） **43**

こども将棋大会 **47**

子ども体験塾「オーケストラ・ワンダーランドへようこそ！」 **32**

子どもミライフォーラム 8

コミュニティオペラ **35**

さ

災害ボランティアリーダー養成講座 **45**

サイバーシルクロード八王子 36

し

支援を必要とする若者の学び直しの場の提供 **49**

獅子舞 34

市政世論調査14, 18, 34, 42, 44, 46, 52, 54

施設内のサイン計画改善 **55**

自然体験・自然観察会 **32**

児童館・こどもシティ **48**

シニア元気塾　ボランティア入門講座……**44**
市民いきいきリフレッシュ体操……**39**
市民活動入門講座（アクティブ市民塾）…**44**
市民自由講座……11, **34**
市民スポーツ大会……**47**
市民スポーツレクリエーション大会……**47**
市民センターだよりの発行……**53**
市民センターまつり……**46**
市民団体……11, 12, 22, 23, 34, 41, 46
市民レクリエーション大会……**47**
社会人の学び直し情報の提供……**36**
社会に開かれた教育課程……25
出張体験講座……**32**
ジュニア育成事業……**33**
手話講習会……**45**
生涯学習活動……5
生涯学習活動への参加の少ない市民が参加しやすい講座等の取組……**52**
生涯学習関連事業評価……4, 17
生涯学習コーディネーター養成講座…12, **44**
生涯学習センター……**54**
生涯学習相談……**52**
「生涯学習」の定義……6
生涯学習のマスコット「マナビィ」……78
生涯学習フェスティバル……12, **46**
障害者の参加を促す環境整備……**55**
障害者文化展……**38**
障害のある人も参加しやすい交流活動の場 **38**
消費生活講座・講演会……**34**
消費生活情報の提供……**53**
消費生活フェスティバル……**47**
情報化社会……23, 24, 38
情報広場……52
調べる学習体験講座……29
市立小学校における環境教育支援……**43**
人生100年時代……4, 20, 23

す
全ての世代への切れ目ない読書活動の支援 **35**
スポーツ推進委員……29

せ
青少年海外交流……**33**
青少年講座……**33**
成人式……**48**
説経節（説経浄瑠璃）……34
全関東八王子夢街道駅伝競走大会……**47**

そ
総合型地域スポーツクラブ……44
ソーシャルキャピタル……25

た
大学コンソーシアム八王子……33, 48
大学生等が参画する生涯学習センター講座の実施……**48**
誰もが快適に読書に親しめる環境整備……**35**
男女が共に生きるまち八王子プラン……5
男女共同参画情報紙「ぱれっと」の発行…**53**
男女共同参画に係る講座の開催……**39**

ち
地域介護予防活動支援事業……45
地域学校協働活動……10
地域活動支援センター……38
地球温暖化対策……45
地区運動会・スポーツ大会……**44**
地区図書室の図書館化……11, **54**
中核市……10
中途失聴難聴者のための手話講習会……**38**

つ
つながりによる図書館サービスの展開……**35**

て
電子書籍……11, 55

と
東京都教育ビジョン……10
読書のまち八王子……11
読書のまち八王子推進計画……5, 6, 57
図書館……**54**
図書館ボランティア等の連携・支援……**45**

な
謎解き！脱出ゲーム……**33**
夏休み子どもいちょう塾……**33**
夏休み体験ボランティア活動……**33**
夏山登山入門……**35**

に
日本語ボランティア養成講座……**45**

ね
ネオテニス親子教室……**35**

は
パソコン・タブレット教室……**38**
八王子浅川水辺の楽校……**32**
八王子いちょう祭り……12, **46**
八王子「宇宙の学校」……**32**
八王子駅南口集いの拠点整備……**54**
八王子学園都市大学……11, **34**

はちおうじ学園都市ビジョン……5
八王子学生ＣＭコンテスト……**48**
八王子環境フェスティバル…… 12, **47**
八王子車人形と民俗芸能の公演 ……**34**
八王子けんこう体操 …… 45
はちおうじ志民塾…… 12, **44**
八王子市環境基本計画 ……5
八王子市教育振興基本計画……4, 5, 10, 57
八王子市高齢者計画 ……5
八王子市子ども・若者育成支援計画…… 5, 57
八王子市生涯学習審議会 …… 19, 56, 61
八王子市生涯学習推進会議……56, 66
八王子市障害者計画 ……5
八王子市消費者教育推進計画 ……5
八王子市消費生活基本計画……5
八王子市スポーツ推進計画……5, 6, 57
八王子市多文化共生推進計画 ……5
八王子市地域福祉計画 ……5
八王子市内高等学校吹奏楽フェスティバル **48**
八王子市文化芸術ビジョン……5
八王子市保健医療計画 ……5
八王子市民文化祭…… **35, 46**
八王子城跡まつり……**46**
八王子市立小中学校合同作品展「おおるり展」……**46**
八王子市歴史文化基本構想……5
八王子千人塾 ……29, 35
八王子地域合同学園祭★学生天国★……**48**
はちおうじ出前講座…… 11, **45**
はちおうじのいえいく …… 24
八王子ビジョン 2022 …… 4, 7, 10, 14, 19, 26, 57
はちおうじフィーカ☆ファシリテーター養成講座……**42**
八王子ブランドメッセージ……9
八王子まつり …… 12, **46**
八王子若者サポートステーション …… 29
はちコミねっと……**53**
パパママ支援ワークショップ …… 11

ひ
ビジョンフォーラム……8
ビブリオバトル…… 29

ふ
ファミリー・サポート・センター事業……**42**
福祉まつり ……**38**
ブックスタート……11, 35
ブックトーク……29
ぶっくぱっく事業……29
フラワーフェスティバル由木 ……**46**
フリースペース…… 12, **54**
ふれあい運動会……**35**
フレイル予防……39
文化財見て歩き……**34**

へ
ヘルシーウォーキング ……**35**

ほ
放課後子ども教室 …… 11, **43**
放課後子ども教室と学童保育所との連携拡大 ……**43**
北海道白糠町小学生交流事業 ……**33**
本気の創業塾……**36**

み
見えにくくなった方の学習 ……**38**
南大沢総合センターまつり ……**46**

ゆ
ゆうゆうシニア講座 ……**39**

よ
要約筆記者養成講習会 ……**45**

ら
ライフサイクル…… 4, 20
ライフステージ……20

り
リカレント教育……36

れ
歴史・郷土ミュージアム（新郷土資料館）.54

わ
若者…… 23, 26, 28, 29, 48, 49
若者が参加できるボランティア活動の充実.**49**
若者の活動拠点づくり ……**54**
若者の視野が広がる教育・普及啓発……**49**

5　用語解説

用　語	説　　明
ABC～	
Fika（フィーカ）	休憩をとること、身近な人と「お茶する」意味で、北欧での習慣
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略 情報処理や通信に関連する技術のことで同様な意味で使われる IT よりも、情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションに重きを置いている。
NPO 法人	NPO（Nonprofit Organization 民間非営利組織）のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したもの 特定非営利活動促進法は、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展の促進を目的とし、平成 10 年 3 月に成立、同 12 月に施行された。
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、人と人との間のコミュニケーションを促進し、インターネット上（Web 上）で社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。
Society5.0	超スマート社会（Society5.0）を参照
TOKYO GLOBAL GATEWAY（ＴＧＧ）	児童・生徒が、国内にいながらにして、体験や実践を通じた英語漬けの環境を手軽に利用でき、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、学習意欲の向上に寄与することを目的に、平成 30 年（2018 年）9 月に東京都が江東区青海に開設した体験型英語学習施設
か 行	
学校運営協議会	地域住民や保護者等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することを通じて、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めるとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関で、本市では、学校における教育委員会的機関として位置付けている。
学校 ver.3.0	学校 ver.1.0（「勉強」の時代）、学校 ver.2.0（「学習」の時代）の次が、学校 ver.3.0（「学び」の時代）である。 学校 ver.1.0（「勉強」の時代）では、知識を正確に記憶する基礎学力などが重視された「知識再生型ペーパーテスト」で成果を測定し、学校 ver.2.0（「学習」の時代）では、自分自身の文脈で情報を編集し、協働・対話を通じて新しい価値を生み出す力が重視された。 学校 ver.3.0（「学び」の時代）では、「ｋ-12 教育」から「ｋ-16 プログラム」へとなり、人生 100 年時代のリカレント教育を前提とした教育の仕組みとなる。また、次世代型学校において個別最適化した「学び」やユビキタス・ラーニング（いつでもどこでも学習）等
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育 なお、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」という。
教育基本法	日本の教育に関する根本的・基礎的な法律であり、教育に関する様々な法令の運用や解釈の基準となる性格を持つ。平成 18 年（2006 年）12 月に公布・施行された現行の教育基本法は、昭和 22 年（1947 年）公布・施行の(旧)教育基本法の全部を改正したもの 「教育の目的」「教育の目標」「生涯学習の理念」「家庭教育」「社会教育」「学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力」等の規定がある。
教育振興基本計画（第３期）	国において、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき策定した計画で、今後の 5 年間の教育政策の目標と施策群などを定めた。 対象期間は平成 30 年度～令和 4 年度（2018 年度～2022 年度）

教育・文化週間	11 月 1 日から 7 日までの 1 週間。この 1 週間に、教育・文化に関する行事を集中的に実施し、我が国の教育・文化に関して、広く国民に関心と理解を深めるとともに、その充実・振興を図ることを目的として、昭和 34 年（1959 年）に閣議了解し、同年から毎年開催されている。
共生社会	性や国籍、民族など、さまざまな違いがある人々が、それぞれが自立し、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていくことができる社会
子育ち・子育て	「子育て」が大人の視点から子供を育てることをいい、子育て支援は大人を支援する。一方、「子育ち」は、（子ども自身が心身ともに成長する力を自ら持っており、）子ども自身が自らの力で心身ともに成長すること（またはそのさま）という意味で使われる。
子ども・子育て支援法	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者の健全な育成や社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援などについて、その基本的な事項を定めた法律

さ 行

サイバーシルクロードハ王子	八王子市と八王子商工会議所連携のもと、地域内の豊富な資源を最大限に活用し、魅力ある産業都市“八王子”の形成に向け設立された産業活性化組織
次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として制定された時限法
社会教育法	社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とし、昭和 24 年（1949 年）に制定された。 社会教育関係団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用及び通信教育など、社会教育全般にわたって社会教育と社会教育行政との関係を規定している。平成 2 年、別に「生涯学習振興法」が制定
社会に開かれた教育課程	新学習指導要領によれば、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実施していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」と指摘している。
生涯学習関連事業評価	生涯学習プランに定めた施策を、全庁的な取組として推進するため、毎年度、生涯学習に関する事業について実施所管課が自己評価を行い、生涯学習審議会に事業評価を報告することにより、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、事業の見直しなどとともに継続的に着実な推進を図っている。
障害者活躍推進プラン	学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき 6 つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進するための計画
情報化社会	情報の生産・伝達を中心に発展する社会を指す。インターネットや携帯電話の普及に伴って、用いられるようになった社会の捉え方
人生 100 年時代	ある海外の研究をもとにすると「日本では、2007 年に生まれた子供の半数が 107 歳より長く生きる」と推計されており、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えていることを「人生 100 年時代」と言っている。 100 年以上生きる長い人生のなかで、一人一人がその可能性を最大限に引き出し、豊かな人生を送ることができるよう、誰もがあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが求められている。

新・放課後子ども総合プラン	「放課後児童クラブ」の待機児童の早期解消、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容として策定（文部科学省・厚生労働省　平成 30 年（2018 年）9 月策定）
総合型地域スポーツクラブ	地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、「多種目」「多世代」「多志向」のスポーツクラブで、令和２年（2020 年）１月現在、19 団体ある。
ソーシャルキャピタル	地域の関係性を説明する概念であり、社会関係資本ともいう。 「社会的なつながり（ネットワーク）とそこから生まれる規範・信頼であり、共通の目的に向けて効果的に協調行動へと導く社会組織の特徴」とされ、信頼・規範・ネットワークの 3 つを主たる構成要素としている。
た 行	
大学コンソーシアム八王子	地域特性を活かし、大学・市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働し、大学等の高等教育機関・学生・市民の皆さんにとって魅力ある学園都市を目指して、平成 21 年（2009 年）４月に設立された。 八王子市周辺部も含めた 25 大学等と 5 つの市民・経済団体等と八王子市が加盟している。
地域運営学校	地域住民や保護者等の学校運営への参画を通じて、一層地域に開かれ、信頼される学校とするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の５の規定による学校運営協議会を設置する学校 本市では「地域運営学校」と呼び、文部科学省は「コミュニティスクール」と呼んでいる。平成 19 年度（2007 年度）から実施
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を拠点とした持続可能な地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
地域学校協働推進員	教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う者（社会教育法第９条の 7）で、教育委員会が委嘱する。 地域住民等と学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」や地域コーディネーター間の連絡調整等を行う「統括コーディネーター」を新たに委嘱することが可能になり、法律に位置付けられた。
超スマート社会（Society5.0）	狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、人類史上５番目に出現する新しい社会の意味で、第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された（平成 28 年１月閣議決定） ICT を最大限に活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）とを融合させる取組により人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」を未来社会の姿とし、「Society5.0」は「超スマート社会」の実現に向けた一連の取組を指す。
東京都教育ビジョン（第４次）	東京都の教育振興基本計画で、第４次では、令和元年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 5 年間で取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示す。
読書のまち八王子推推進計画（第４次）	市全体で「いつでも、どこもでも、だれでも」読書に親しめる環境を整備し、全ての市民の読書活動を切れ目なく支援するとともに、図書館を地域の情報拠点として、市民の生活課題や地域課題を“学び”の視点から支えるための事業実施計画
は 行	
八王子車人形	江戸時代に、初代西川古柳が文楽系の三人遣いの人形を、ろくろ車という道具を使って一人遣いに改良し考案した人形芝居。東京都無形文化財の指定を受けており、現在は５代目西川古柳氏を中心に保持団体である西川古柳座が国内外での公演を行うほか、小・中・高校生などへの車人形体験などの指導も行っている。

八王子市教育委員会「教育目標」	あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ（平成14年（2002年）１月決定）
八王子市教育振興基本計画（第３次）	教育基本法第17条第２項の規定に基づく、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画で、教育目標の実現に向け、今後10年間を通じて目指す教育の姿や施策の展開の方向、今後５年間に取り組む施策を定めている。 第３次計画は令和２年（2020年）３月に策定し、計画期間は令和２年度（2020年度）～令和６年度（2024年度）
八王子市子ども・若者育成支援計画	次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・若者育成支援推進法第９条に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画に加えて、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、母子父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、健やか親子21 に基づく「母子保健計画」、令和元年（2019年）に改正された子どもの貧困対策推進法第９条第２項に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含するとともに、成育基本法や新・放課後子ども総合プランに対応した、総合的に子ども・子育て・若者施策に取り組むための計画。第３次子ども育成計画を引き継ぎ令和２年(2020年)３月策定
八王子市生涯学習審議会	八王子市生涯学習審議会条例によって設置された、教育委員会の付属機関であり、生涯学習の推進に関する計画の立案、生涯学習に関する施策及び事業の評価について調査・審議する。
八王子市スポーツ推進計画	「スポーツとともに生きる」を基本理念とし、更にスポーツを通じ地域を活性化させ、八王子をより元気なまちにすることを目指して平成26年（2014年）３月に策定 その後、スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ「スポーツを通じた共生社会の実現」と「オリンピック・パラリンピックレガシーの創出」との視点をもとに新規・重点施策を設定し、令和元年（2019年）７月に改定
八王子市歴史文化基本構想	地域の文化財をその周辺環境を含めて総合的に保存・活用し、本市の歴史文化を活かしたまちづくりの実現を目指し、「八王子の歴史文化 百年の計」として、令和２年（2020年）１月に策定 本市の歴史文化を特徴づける「関連文化財群」を設定するとともに、将来にわたり持続可能な文化財の保存・活用を行うためのマスタープランとなる。
はちおうじ読書の日	10月27日は「はちおうじ読書の日」 読書を通じて豊かな心をはぐくむ「読書のまち八王子」の実現を目指して、平成18年度（2006年度）に定めた。これを記念し、読書の推進を呼びかける５つの標語「読書のすすめ」も制定
はちおうじの「いえいく」	本市では、地域全体で「はちおうじっ子」の未来を育ため、全ての教育の原点となる家庭教育を「いえいく」と呼ぶ。 平成30年度（2018年度）策定の家庭教育啓発用のリーフレットでは、「地域全体で子どもと子育て家庭を支える」ことをコンセプトとし、「家庭教育」に代わる言葉として「はちおうじのいえいく」とした。 あわせて、「はちおうじっ子の未来を育む４つの合い言葉」として、「いっしょに遊ぼう 学ぼう」、「みんなで話そう つたえよう」、「いっしょに食べると おいしいね」、「あったかく つながる こころ大切に」を示している。
八王子ビジョン2022	市の基本構想・基本計画として、総合的で計画的な行政運営を行うための基本的指針。平成25年度（2013年度）から令和４年度（2022年度）までの10年間を計画期間としている。 中核市移行を機に拡大した事務権限とこれまでの施策の取組状況を踏まえ、平成30年（2018年）３月に改定した。
プレーパーク	「冒険遊び場」とも呼ばれる、ヨーロッパを中心に広がった遊び場。普通の公園のように整備されておらず、プレリーダーが見守る中で自然を活かしたり、廃材を使ったりして、子ども自身が好奇心や想像力を働かせながら遊ぶ。

放課後子ども教室	学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材・ボランティアの参画を得て、放課後や土日、夏休み等に、子どもたちに安全で安心な居場所や、多様な学習活動の場を提供する事業で、保護者の就労の有無に関わらず、希望する全ての小学生が対象となる。 ●放課後子供教室：区市町村を実施主体として、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象に安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取組を推進する事業 ●放課後児童クラブ（学童保育所）：保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を対象にした遊び及び生活の場
放課後児童健全育成事業	児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、厚生労働省が実施している事業 児童福祉の観点から、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童（放課後児童）に対し、学校の授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業であり、「放課後児童クラブ」「学童保育」等と称する場合もある。

ら 行

ライフサイクル・ライフステージ	ライフサイクルは、人の一生をいくつかの過程（ステージ）に分けたもの 幼児期から老年期までの人生を、乳児期・幼児期・児童期・学童期・思春期＆青年期・成人期・壮年期・老年期という 8 つのステージに分けるなどの分け方がある。 このプランでは、「乳幼児期」「学齢期（小中学生）」「高校生・大学生等」「成年期（社会人）」「高齢期」に、重なりつつも「子育ち期・子育て期」「若者」を加えて表記している。

わ 行

若者	八王子市子ども・若者育成支援計画では、「若者」を「義務教育終了後から 30 歳未満　※就労支援については 40 歳未満」としている。 なお、同計画では、「子ども」は「おおむね 18 歳未満」、「青少年」を「18 歳未満のうち、主に義務教育年齢から 18 歳未満」、「乳幼児」は「義務教育年齢に達するまで」、「児童（児童福祉法）」は「18 歳未満」、「児童（学校教育法）」は小学生（「児童・生徒」と表記する場合）とある。

【参考１】生涯学習のマスコット「マナビィ」

生涯学習のマスコット「マナビィ」
（デザイン：石ノ森章太郎）

左は、文部科学省が制定した教育・文化週間ロゴマークの中央にあるキャラクターで、

故・石ノ森章太郎氏がデザインを手がけた生涯学習のイメージキャラクター「マナビィ」です。

「生涯を通じて学ぶこと」の楽しさを体験していただければとの意味が込められています。

【参考２】裏表紙のイラストについて

「生涯学習」は、生涯にわたるあらゆる学習活動を包含する広範な概念です。

そこで、「生涯学習」を皆さんに身近に感じていただけるよう、様々な「生涯学習活動」を、本市を舞台とした一枚のイラストに表しました。

個人の自発的な学習はもとより、学校教育、社会教育、家庭教育のほか、スポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動、ボランティア活動、職業上必要な技能習得など、このイラストから感じ取っていただければと思います。

八王子市生涯学習プラン

令和２年度（2020 年度）～ 令和６年度（2024 年度）

令和２年（2020 年）３月

発　行：八 王 子 市

編　集：八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 生涯学習政策課

〒192-8501　東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番１号

TEL　042-620-7333　　fax　042-626-8554

イラスト　　内村 美月